競争入札の参加者の資格等（公告）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の５第１項及び第167条の５の２の規定に基づき、競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり公告する。

平成２３年３月１８日

長崎県精神医療センター院長　高橋　克朗

１　競争入札に付する事項

清掃業務

２　競争入札に参加することができない者

(1) 令第167条の４第１項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。

(2) 次のアからカまでのいずれかに該当する事実があった後２年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

ア　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ　アからオまでのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) ５の資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(4) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(5) 競争入札に付する事項に関し、原則として１年以上の営業実績を有しない者

３　入札参加者の資格及びその審査

(1) 入札参加者の資格は、令第167条の５第１項に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し、決定する。

(2) 審査事項

ア　年間売上高

イ　営業年数

ウ　従業員数

エ　財務比率（純利益率、固定長期適合率、流動比率）

４　資格審査申請の時期

この公告の日から平成２３年３月２８日（県の休日を除く。）までとする。

５　資格審査申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(4)に掲げる場所、または長崎県精神医療センターのホームページにより入手すること。

(2) 申請書の提出方法

申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

郵送（書留郵便による。平成２３年３月２８日必着のこと。）も可。

ア　法人にあっては登記簿謄本

イ　個人にあっては、次の(ｱ)及び(ｲ)

(ｱ)　本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(ｲ)　指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

ウ　県税に関し未納がないことを証する証明書

エ　消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
オ　営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
カ　印鑑届（様式第２号）
キ　口座振替申込書（様式第３号）
ク　受託実績調査表（様式第４号）

(3) 申請書等の作成に用いる言語

ア　申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
イ　申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規定（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(4) 申請書の入手先及び提出場所

（名称）　長崎県精神医療センター総務医事班
（住所）　〒856－0847　長崎県大村市西部町 1575-2
（電話）　0957－53－3103（代表）

6　資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第５号）により通知（郵送）する。

7　資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を付与された日から平成２５年４月３０日までとする。

8　資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第６号）を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称
(2) 所在地
(3) 代表者
(4) 資本金（法人の場合）
(5) 使用印鑑
(6) 委任事項
(7) 金融機関取引口座
(8) 電話番号

9　資格の取消し等

(1) 入札参加者の資格を有する者が、２の(1)又は２の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取消し、その事実があった後２年間は競争入札に参加させない。また、その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が２の(2)に該当するに至った場合も、同様とする。

(2) 資格取消しの通知

入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。